

# 水産物の密漁・密輸出対策に関する日露協定

2012年9月  
外務省ロシア課

## 1 問題の所在

● 近年、北西太平洋においてロシア漁船等によりロシア国内法に違反して漁獲(密漁)された生物資源(特にかに)が、我が国に密輸出されていると考えられることから、生物資源の保存、合理的利用及び管理のために然るべき措置を講じることが必要。

## 2 日露両国にとっての問題点

● 乱獲による生物資源の枯渇の懸念

## 3 日露間のやり取り

- 「日露行動計画」(03年1月署名)で密漁・密輸出対策に言及。
- 07年9月のシドニーにおける日露首脳会談において、日露専門家会議の設置で一致。
- プーチン首相(当時)訪日(09年5月)の際に本件協力の覚書に署名。
- 本年7月の玄葉外務大臣訪露の際のラヴロフ外相との会談及びプーチン大統領表敬でも密漁・密輸出対策の協力進展を確認。
- 本年9月のウラジオストクAPECの際の日露首脳会談の場で署名。

## 4 日露協力のねらい

- ロシア当局による正規の輸出手続(証明書の発給)を経ていない生物資源(「かに」を対象を限定)の日本への輸入を認めない(日本側が輸入段階で証明書の真偽確認を行う)措置の導入
- 生物資源の保存及び合理的利用等を実現 = 「かに」の我が国への安定供給にも寄与